

環境省告示第二十六号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十項の規定に基づき、十和田八幡平国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月十九日

環境大臣 鈴木 俊一

題名中「特別地域内」を「特別地域及び特別保護地区内」に改める。

第一条第一項に次の一号を加える。

四 黄瀬山地区 青森県上北郡十和田湖町大字奥瀬字黄瀬山の一部

第一条第二項中「環境庁」を「環境省」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（黄瀬山地区に係る基準の特例）

第五条 黄瀬山地区内において行われる規則第十一条第三項に規定する行為については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの又は農林業を営むために必要な建築物であつて第一項第三号から第五号まで並びに次項第九号及び第十号に掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同

項の規定を適用する。

2 黄瀬山地区内において行われる規則第十一条第十一項に規定する行為については、同項第一号中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの又は次項第二号八に掲げる基準（漁業に係る部分を除く。）に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 黄瀬山地区内において行われる規則第十一条第十二項に規定する行為については、同項中「前項各号」とあるのは、「十和田八幡平国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第四十九号）第五条第二項の規定により読み替えられた前項各号」と読み替えて、同項の規定を適用する。